茅ヶ崎市職員通勤手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月３０日

茅ヶ崎市長　佐　藤　　光

茅ヶ崎市規則第９号

茅ヶ崎市職員通勤手当規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市職員通勤手当規則（平成２８年茅ヶ崎市規則第７５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第１７条第３項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第７条第１項第１号中「第１７条第５項」を「第１７条第６項」に改める。

第１８条を第２２条とし、第１７条を第２１条とし、第１６条を第２０条とする。

第１５条第１項中「第１２条第１項」を「第１６条第１項」に改め、同条を第１９条とする。

第１４条の前の見出しを削り、同条第１項中「第１７条第５項」を「第１７条第６項」に改め、同条を第１８条とし、同条の前に見出しとして「（支給単位期間）」を付する。

第１３条第１項中「第１７条第４項」を「第１７条第５項」に改め、同項第２号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同項第３号中「第１５条第２項」を「第１９条第２項」に改め、同条第２項及び第３項中「第１７条第４項」を「第１７条第５項」に改め、同条を第１７条とし、第１２条を第１６条とし、第１１条を第１５条とし、同条の前に次の３条を加える。

（駐車場等の要件）

第１２条　条例第１７条第３項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第４条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第１３条第２項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこ

と。

２　前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第１３条　条例第１７条第３項の規則で定める職員は、第１０条第２号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第１４条　条例第１７条第３項第１号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が５，０００円を超える場合にあっては、５，０００円）とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア　月を単位として駐車場等の料金が定められている場合　当該料金の額

イ　駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が２以上の月にわたる場合　当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ　駐車の都度その料金を支払う場合　職員が茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第７条第１項に規定する正規の勤務時間の勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を１往復するのに要する駐車場等の料金に相当する額の通勤２１回分の額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

エ　アからウまでに掲げる場合以外の場合　市長が別に定める額

(2) ２以上の駐車場等を利用する場合　それぞれの駐車場等について前号アからエまでに定める額を合計した額

第１０条を第１１条とする。

第９条第２号中「同条第２項第２号に定める額」を「条例第１７条第２項第２号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第３項第１号に定める額を加算した額）」に、「同項第１号」を「同条第２項第１号」に改め、同条第３号中「額未満」を「額（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第３項第１号に定める額を加算した額）未満」に、「同項第２号」を「同条第２項第２号」に改め、同条を第１０条とし、第８条を第９条とする。

第７条の次に次の１条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第８条　条例第１７条第２項第２号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　片道５キロメートル未満　２，０００円

(2)　片道５キロメートル以上１０キロメートル未満　４，２００円

(3)　片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満　７，３００円

(4)　片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満　１０，４００円

(5)　片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満　１３，５００円

(6)　片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満　１６，６００円

(7)　片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満　１９，７００円

(8)　片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満　２２，８００円

(9)　片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満　２５，９００円

(10)　片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満　２９，１００円

(11)　片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満　３２，３００円

(12)　片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満　３５，５００円

(13)　片道６０キロメートル以上６５キロメートル未満　３８，７００円

(14)　片道６５キロメートル以上７０キロメートル未満　４２，２００円

(15)　片道７０キロメートル以上７５キロメートル未満　４５，７００円

(16)　片道７５キロメートル以上８０キロメートル未満　４９，２００円

(17)　片道８０キロメートル以上８５キロメートル未満　５２，７００円

(18)　片道８５キロメートル以上９０キロメートル未満　５６，２００円

(19)　片道９０キロメートル以上９５キロメートル未満　５９，６００円

(20)　片道９５キロメートル以上１００キロメートル未満　６３，０００円

(21)　片道１００キロメートル以上　６６，４００円

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前から駐車場等（茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例（令和８年茅ヶ崎市条例第５号）による改正後の茅ヶ崎市職員給与条例（昭和２６年茅ヶ崎市条例第７４号）第１７条第３項に規定する駐車場等をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより同日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の茅ヶ崎市職員通勤手当規則第３条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。